

デジタル情報活用推進コミッティ規則

（目的）

第 1 条 まちづくり DX の実現に向けて、スマートシティ実装化支援事業や Project PLATEAU の取組について、俯瞰的立場から先進技術や関連分野との連携を促進する助言を行うため、「デジタル情報活用推進コミッティ」（以下「コミッティ」という。）を設置する。

（コミッティの事務）

第 2 条 コミッティは、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- 一、 スマートシティ官民連携プラットフォーム及びPLATEAU コンソーシアムの運営改善に向けた助言。
- 二、 スマートシティに関連するニーズとシーズのマッチングに向けた多角的な助言。

（コミッティの委員及び任期等）

第 3 条 コミッティの委員（以下「委員」という。）は 3 名以上とし、デジタル技術の活用方法に関する知見を有し、公正中立の立場で意見できる者から都市局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1 年以内とする
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 委員は非常勤とする。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表を妨げないものとする。
- 6 コミッティには委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理する。
- 8 委員長に事故等があり、委員会に参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 コミッティの会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は非公開とする。
- 3 会議の資料および議事の概要は公開を妨げないものとする。

（秘密を守る義務）

第 5 条 委員は、コミッティにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(コミッティの庶務)

第6条 コミッティの庶務は、国土交通省都市局国際・デジタル政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるものの他、コミッティの運営に必要な事項は、コミッティに諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規則は、令和6年7月25日から施行する。